

(2) 立憲民主党

ア 議員定数について

現行 95 人から 23 人削減し、72 人とする。

イ 選挙区について

合区により、現行 41 選挙区から 14 選挙区削減し、27 選挙区とする。

ウ 具体的な内容について

現行選挙区	定数	改正案の選挙区		定数	増減
千葉市中央区	3	千葉 1 区	千葉市中央区及び千葉市緑区を合区	4	△ 1
千葉市緑区	2				
千葉市稲毛区	2	千葉 2 区	千葉市稲毛区及び千葉市若葉区を合区	3	△ 1
千葉市若葉区	2				
千葉市花見川区	3	千葉 3 区	千葉市花見川区及び千葉市美浜区を合区	4	△ 1
千葉市美浜区	2				
市原市	4	市原 1 区		3	△ 1
市川市	6	葛南 1 区		6	± 0
船橋市	7	葛南 2 区		7	± 0
習志野市	2	葛南 3 区		2	± 0
八千代市	3	葛南 4 区		2	△ 1
浦安市	2	葛南 5 区		2	± 0
松戸市	7	東葛 1 区		6	△ 1
野田市	2	東葛 2 区		2	± 0
柏市	5	東葛 3 区		5	± 0
流山市	3	東葛 4 区		2	△ 1
我孫子市	2	東葛 5 区		2	± 0
鎌ヶ谷市	2	東葛 6 区		1	△ 1
佐倉市・酒々井町	3	印旛 1 区	佐倉市・酒々井町及び八街市を合区	3	△ 1
八街市	1				
四街道市	2	印旛 2 区		1	△ 1
印西市・栄町	2	印旛 3 区	印西市・栄町及び白井市を合区	2	△ 1
白井市	1				
成田市	2	印旛 4 区	成田市及び富里市を合区	2	△ 1
富里市	1				

現行選挙区	定数	改正案の選挙区		定数	増減
香取市・神崎町・多古町	2	香取１区	香取市・神崎町・多古町及び東庄町を合区	1	△ 1
銚子市・東庄町	2				
旭市	1	海匝１区	銚子市及び旭市及び匝瑳市を合区	2	△ 2
匝瑳市	1				
東金市	1	山武１区	東金市及び山武市・山武郡及び大網白里市を合区	2	△ 2
山武市・山武郡	2				
大網白里市	1				
長生郡	1	長生１区	長生郡及び茂原市を合区	2	△ 1
茂原市	2				
勝浦市・いすみ市・夷隅郡	2	夷隅１区		1	△ 1
木更津市	2	君津１区	木更津市及び袖ヶ浦市を合区	2	△ 1
袖ヶ浦市	1				
君津市	2	君津２区	君津市及び富津市を合区	2	△ 1
富津市	1				
館山市	1	安房１区	館山市及び鴨川市・南房総市・安房郡を合区	1	△ 2
鴨川市・南房総市・安房郡	2				

エ 主な考え方について

逆転選挙区の解消、国の衆議院選において最高裁でも違憲状態とされた 2 倍以上の一票の較差の解消、また、改革政党として大幅な議員定数の削減を推進することの 3 点を見直しポイントとして検討した。

将来的には人口 10 万人程度に 1 人の議員定数を目指しており、激変緩和の観点から 23 人減の 72 人とした。

県議会議員の職務は、県民全体のための政策推進をすることである。そのため、より広域な県民のための政策が実現すると思われる県の行政区画である地域振興事務所の単位を基礎とした選挙区に変えるべきと考える。